

マイクロチップを 装着しましょう

マイクロチップとは……

犬や猫など動物の「**個体識別**」をするためのものです。

マイクロチップ(MC)は、直径約2mm・長さ約8~12mmの円筒形のガラスのカプセルで包まれた小さな電子標識器具です。



「個体識別」はなぜ必要か？

各自治体の保健所や動物愛護センターには、たくさんの飼い主の分からない犬や猫が収容され、その多くが家に帰ることができないまま、殺処分されている現状があります。また、「飼っている犬、猫がいなくなった」との相談も毎日のように寄せられています。

首輪があってもマイクロチップ装着等の飼い主さん情報がありません



自分の住所や氏名を話すことができないため、飼い主さんの迎えを信じて待っています

首輪と鈴だけでは、飼い主さんが誰か特定することはできません



もし、「室内で飼っているから大丈夫」、「今まで逃げたことがないから」と考えていたら要注意です！雷や花火の音でパニックを起こして逃げ出したり、ちょっとした油断で放れてしまったりと、日常生活でも迷子になってしまう可能性は十分あります。

このような時に役に立つのが、ペットの「**個体識別**」＝飼い主証明(マイクロチップ装着等)です。つまり、マイクロチップの装着は、話すことができないペットにとって、飼い主さんとのかけがえのない絆となります。

マイクロチップにはどんなメリットがあるの？

- ① 迷子になって首輪がとれても、保護された時に身元が確実に分かります！
- ② 地震などの災害ではぐれても、あなたのもとに戻る可能性が高まります！
- ③ 盗難にあったとしても、登録番号の変更ができないので、身元証明に！

あなたのペット唯一のマイクロチップ番号をリーダーで読み取り、身元を特定します。



主に、自治体の保健所や動物愛護センター、動物病院に置いてあります



マイクロチップを装着しましょう

「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」では、犬や猫などの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップの装着等の身元表示(所有明示)を行うべき旨が定められています。

マイクロチップはどのように入れる?

- ① 専用のインジェクター(チップ注入器)で皮下に埋め込みます。
- ② 装着場所は、犬や猫の場合では、首の後ろが一般的です。
- ③ 犬は生後2週齢、猫は生後4週齢頃から装着できます。
- ④ 装着は、獣医療行為となり、必ず獣医師が行います。
- ⑤ 費用(施術費)など、詳しくは、お近くの動物病院にご相談を。



マイクロチップ以外の
飼い主証明も忘れずに!



飼い主登録をするのはいつ?どうすればよい?



- マイクロチップを装着したら、データ登録が必要です。
- データ登録用紙に飼い主さんの氏名や住所、電話番号などを記入し、日本獣医師会(AIPO事務局)へ郵送します。
- 登録が完了しますと、「登録完了通知ハガキ」が届きます。
- 飼い主が変わったとき、引っ越しなどで連絡先が変わったときは、必ず連絡をしてください。

飼い主情報を登録

マイクロチップ番号により、登録されている飼い主がわかります。GPS機能はありません。

照会

マイクロチップ読み取り機は、主に、自治体の保健所や動物愛護センター、動物病院に置いてあります。

※犬はマイクロチップが入っていても、鑑札と狂犬病予防注射済票の装着義務があります。

データ登録を忘れずに!

マイクロチップについてのお問合せ先

公益社団法人日本獣医師会(AIPO(アイポ)事務局) TEL 03-3475-1695
メールアドレス mc@nichiju.or.jp http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/